

老朽空き家の除却費用を一部補助します

最大**40**万円補助

1. 補助対象となる空き家

- ① 昭和56年5月31日以前に着工した空き家 [75件程度]
又は
- ② 昭和56年6月1日以降に着工した空き家のうち以下の要件を満たす建築物で相続・遺贈を受けた空き家 [5件程度]

構造の種類	木造	鉄骨造	れんが造 石造 ブロック造	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
経過年数	築22年以上	築34年以上	築38年以上	築47年以上

- 熊本市内にあること
- 一年以上使用していないことが常態であること
- 戸建住宅であること など

2. 補助対象者

- 所有者、管理者または相続・遺贈により所有者となる方
- 所有者等が法人ではなく個人
- 本市の市税を滞納していない方 など

3. その他条件

- 原則として敷地内は更地（塀などの自己単独所有の工作物などもすべて撤去）とすること
- 令和9年2月28日（日）までに除却が完了する予定であること
- 見積・契約する解体工事業者は、建設業の許可（土木・建築・解体）または解体工事業の登録を受けた者 など

4. 補助金の額

次のうち、いずれか少ない額（上限 40万円）

- 除却費（消費税除く） $\times 8/10 \times 2/3$
- 延べ床面積 $\times \{36,000\text{円(木造)}, 51,000\text{円(非木造)}\} \times 8/10 \times 2/3$

5. 受付

受付開始日：令和8年（2026年）4月13日（月）から
令和8年（2026年）12月28日（月）まで

※受付期間内でも、予算枠に達した時点で受付を終了

受付日時：土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで
受付場所：熊本市役所9階 空家対策課

